

久地かすみ堤における川崎市管理地の利用及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久地かすみ堤における川崎市管理地（以下「管理地」という。）を自然環境に親しむ憩いの場及び地域コミュニティの活性化を図る場として利用するため、その利用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理地の場所等)

第2条 この要綱の対象となる管理地の場所は、河川区域である川崎市高津区久地二丁目65番18、105番2、107番2のうち、川崎市（以下「市」という。）が国土交通省から河川の占用許可を受けた土地とする。

(管理地の利用)

- 第3条 高津区役所（以下「区」という。）は、管理地を市民の利用に供するものとする。
- 2 管理地を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、本要綱、河川法及び各法令を遵守するほか、他の利用者や近隣住民に迷惑を及ぼすことのないよう努めるものとし、管理地を適正に利用しなければならない。
 - 3 第1項の規定に関わらず、利用者が団体である場合は、区はあらかじめ管理地の利用又は維持管理等の活動について登録の届出を行った団体（以下「登録団体」という。）に限りその利用を認めるものとする。
 - 4 登録団体は、前項の規定により管理地を利用しようとする場合、あらかじめ目的、期間等その利用の概要について利用届（様式第1）により区に届け出なければならない。

(行為の禁止)

- 第4条 管理地においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理上支障がないと認められるもので、区が特に認めたものについてはこの限りでない。
- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
 - (4) 火気を利用すること。
 - (5) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
 - (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (8) 車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
 - (9) 管理地をその用途以外に利用すること。
 - (10) 前各号のほか、管理に支障がある行為をすること。
- 2 前項各号の行為により区に損害を生じさせたときは、区の認定による損害を弁償させることができる。

(維持管理)

第5条 管理地の維持管理は、区が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理地の環境に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働による住みよいまちづくりを推進するため、区は登録団体と協働して管理地の維持管理等を行うことができる。

(登録団体が行う維持管理等の内容)

第6条 登録団体が行う利用又は維持管理等の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第2項に基づく管理地の利用
 - (2) 管理地内の散乱ごみ等の収集
 - (3) 管理地内の除草及び樹木の剪定
 - (4) 管理地内における草花の植栽（区が指定する場所で行うものに限る。）
 - (5) 市及び地域に対する情報提供
- 2 前項第2号又は3号の実施に伴い収集した散乱ごみ等は、市が定める方法に基づき収集分別し、所定の収集場所へ搬出することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、別途区と協議するものとする。

(区の指導等)

第7条 区は、登録団体が行う活動に対して必要な指導、助言及び支援を行うことができる。

(登録の条件及び届出)

第8条 登録団体は、本要綱の趣旨を理解し、区と協働して管理地の維持管理等を行っていく意欲を有していること。

- 2 登録団体は、活動を希望する者が5名以上で構成し、代表者は市内在住の成人とするとともに、その構成は、3分の1以上の者が、市内に在住、在勤又は在学していることとする。
- 3 登録団体になろうとする団体は、区に団体登録届（様式第2）及び登録団体構成者名簿（様式第3）を提出するものとし、団体構成者に変更があった場合は、その都度、団体構成者名簿（様式第3）を提出するものとする。
- 4 登録団体が登録を廃止しようとする場合は、区に団体登録廃止届（様式第4）を提出するものとする。

(団体の登録)

第9条 区は、前条第2項の規定により団体登録届の提出があった場合、その内容が適当と認めるときは、団体登録承認通知書（様式第5）を交付するものとする。

- 2 登録団体が登録の趣旨に反する活動をした場合、若しくは活動の実績が認められない場合、又は区が改善を求めたにもかかわらず、その取り組みがなされない場合、区は登録の承認を取り消すことができるものとする。

附則

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

(様式第1)

利 用 届

令和 年 月 日

(宛先) 高津区長

申請者 団 体 名
代表者氏名
担当者名
担当者連絡先

次のとおり、管理地を利用するので届け出ます。なお利用に際しては次の注意事項を守ります。

- 1 利用期間 令和 年 月 日 時 ~ 令和 年 月 日 時
- 2 利用目的
- 3 利用人員
- 4 添付資料
- 5 注意事項

この届出により、他の利用者に優先するなどの権利は一切発生しないことを承知し、管理地の利用にあたっては、次の事項を遵守します。

- (1) 河川区域内を利用する場合は、河川に関する法令の規定を遵守すること。
- (2) 他の利用者との利用調整を十分に図るとともに、周辺住民等に迷惑をかけないよう配慮すること。
- (3) 公序良俗に反する行為は行わないこと。
- (4) 営利行為や独占的な利用などは行わないこと。
- (5) 利用後はゴミを持ち帰り、環境の保全に努めること。また、利用後は原状回復を行うこと。
- (6) 利用に際し、第三者に損害を与えた場合は、責任を持って解決すること。
- (7) 管理施設を損傷しないように留意し、万一損傷した場合は、速やかに区に届け出て、その指示に従うこと。また、原状回復に要する費用はすべて申請者が負担すること。
- (8) 利用中は気象情報に留意し、出水などの恐れがある場合は速やかに利用を中止すること。また、簡易設置物がある場合は撤去すること。
- (9) 区域内に資材や油脂類、ゴミなどを流出させないよう注意すること。
- (10) 管理地維持等の理由により、支障となる際は速やかに指示に従い対応すること。
- (11) 道路や公園を使用する際は、各管理者へ必要な届出等を行うこと。
- (12) 火気の使用は原則しないこと。
- (13) その他、区から指示があった場合には、その指示に従うこと。

(様式第2)

令和 年 月 日

高 津 区 長 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 _____

代表者連絡先 _____

団体登録届

久地かすみ堤の管理運営を高津区との協働により行うため、団体の登録を行いたいので、役員等名簿を添えて提出します。

なお、登録後は、久地かすみ堤における川崎市管理地の利用及び管理に関する要綱及び河川に関する法令の規定を遵守するとともに、区と協働して維持管理等を行います。

(様式第4)

令和 年 月 日

高 津 区 長 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 _____

代表者連絡先 _____

団体登録廃止届

〇〇〇〇〇〇会につきましては、次の理由により登録を廃止します。

1 廃止年月日

令和 年 月 日

2 廃止の理由

(様式第5)

令和 年 月 日

団体名

代表者住所

代表者氏名

様

高津区長

団体登録承認通知書

貴団体から届出のありました久地かすみ堤の管理運営について、承認しましたのでお知らせいたします。

なお、活動にあたっては、下記の注意事項を遵守していただきますようお願いいたします。

1 承認年月日

令和 年 月 日

承認にあたっての注意事項

- ・久地かすみ堤における川崎市管理地の利用及び管理に関する要綱及び河川に関する法令の規定を遵守すること
- ・久地かすみ堤が自然環境に親しむ憩いの場及び地域コミュニティの活性化を図る場であることを十分に理解し、区と協働して維持管理を行っていくこと
- ・利用及び管理に際し、区から指示があった場合には、その指示に従うこと